

独立行政法人造幣局職員給与規程

昭和45年3月25日

造幣局訓令第11号

最終改正 令和8年10月23日 造幣局訓令第23号

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第57条第2項及び独立行政法人造幣局就業規則（平成15年造幣局訓令第21号。以下「就業規則」という。）第40条の規定に基づき、独立行政法人造幣局に勤務する職員（独立行政法人造幣局非常勤職員就業規則（平成15年独立行政法人造幣局訓令第28号）第3条に定める者を除く。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員の給与についての特例は、別に定める。

(給与の定義)

第2条 この訓令において給与とは、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、初任給調整手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び奨励手当をいう。

2 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれないものとする。

(給与の支給)

第3条 給与はすべて現金で、直接その職員に支給する。

2 給与の支給に当たっては、就業規則第41条において規定するもののほかは、控除しない。

3 給与は給与簿に基づいて支給する。

4 給与簿等の様式その他必要な事項については、総務部人事課が臨達をもって定めることとする。

5 前項の様式等は局内電子掲示板に掲載する方法により、広く局内に周知しなければならない。

6 職員から申出があった場合において、給与の口座振込取扱細則（平成10年造幣局訓令第28号。以下この条において「細則」という。）に定める基準に該当するときは、第1項の規定にかかわらず、その者に対する給与の全部又は一部をその者の預金又は貯金への振込み（以下「振込み」という。）の方法によって支給することができる。

7 前項の申出は書面により行うこととし、申出の内容を変更する場合又は振込みを取りやめる場合についても、同様とする。

8 前項の書面には、振込みを希望する金額、振込みを受ける預金又は貯金の口座その他振込みの実施に必要な事項を記載しなければならない。

9 前三項に定めるもののほか、給与の振込みに関し必要な事項は、細則で定める。
(給与の非常時払)

第4条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与の支給を請求した場合には、次の各号により算出した給与を、支給日前であってもその際支給する。

一 俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、初任給調整手当、管理職手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当にあつては、請求のあつた日までの分を第21条第6項に規定する日割計算により算出した額

二 特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び管理職員特別勤務手当にあつては、請求のあつた日までの分の額

(勤務1時間当たりの給与額)

第5条 第30条第2項、第4項、第5項及び第7項、第31条第2項並びに第32条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の2に規定する俸給及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに初任給調整手当の月額の合計額を当該年度の1月平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

2 第6条、第43条の2、第43条の7、第43条の8、第43条の9及び第43条の12に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の2に規定する俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第6条 職員が勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（独立行政法人造幣局職員勤務時間等規程（平成15年造幣局訓令第22号。以下「勤務時間等規程」という。）第13条第1項の規定により祝日等の振替日を指定されて、当該祝日等に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該祝日等に代わる祝日等の振替日、勤務時間等規程第13条第4項の規定により祝日等の振替時間を指定されて、当該祝日等に割り振られた勤務時間のうち特に勤務することを命ぜられた時間を勤務した職員にあつては、当該祝日等の勤務に代わる祝日等の振替時間）、年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日）の休日（勤務時間等規程第13条第1項の規定により祝日等の振替日を指定されて、当該祝日等に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該祝日等に代わる祝日等の振替日、勤務時間等規程第13条第4項の規定により祝日等の振替時間を指定されて、当該祝日等に割り振られた勤務時間のうち特に勤務することを命ぜられた時間を勤務した職員にあつては、当該祝日等の勤務に代わる祝日等の振替時間）又は勤務時間等規程第11条第2項に規定する別に定める時間（以下「祝日若しくは年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に所属長（本局においては理事長、支

局においては支局長をいう。以下同じ。)の承認のあった場合を除き、その勤務しない時間1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第2章 俸給

(俸給)

第7条 各職員の受ける俸給は、その職務の内容と責任の度及びその他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

第7条の2 俸給は、勤務時間等規程第8条第3項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この訓令に定める扶養手当、地域手当、広域異動手当、初任給調整手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び奨励手当を除いた全額とする。

(職種の分類と格付け)

第8条 職員の職務は、これを次表職種欄に掲げる職種に応じ、同表職種の級欄に掲げる各級に格付けする。

職 種	職 種 の 級									
一般職	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
研究職	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級			
工芸職	1級	2級	3級	4級	5級					
技能職	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級		
医療職	1級	2級	3級							
医療看護職	1級	2級	3級	4級						
技術・調査	1級	2級	3級							
専門職										

第9条 前条に規定する職種の分類及び職種の級への格付けは、職種分類表（別表第1）及び職種級別標準官職表（別表第2）に基づいて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第60条の2第2項に規定する定年再任用短時間勤務職員（以下「定年再任用短時間勤務職員」という。）の職種の分類及び職種の級への格付けは、職務の内容に基づき行うものとする。

(俸給表)

第10条 俸給表は、別表第4に定めるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、各俸給表に定めるところによる。

2 定年再任用短時間勤務職員の俸給月額、当該定年再任用短時間勤務職員に適用される俸給表の基準俸給月額に、勤務時間等規程第3条第2項に基づき当該定年再任用短時間勤務職員に割り振られた1週間あたりの勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た割合（以下「短時間勤務率」という。）を乗じて得た額とする。

(初任給の決定)

第11条 新たに職員となる者の初任給は、第9条及び初任給、昇格、昇給等の実施

細則（昭和45年造幣局訓令第14号）に定める基準に従い決定するものとする。

（昇格）

第12条 職員は、その職務に応じ、その者の勤務成績に従い、昇格（現に属する職種の級の上位の級に格付けすることをいう。以下同じ。）させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、勤務成績が優秀で、人格、識見及び統率力が特に優れていると認められる職員については、現に属する職種の級の1級上位の級に特に昇格させることができる。

3 職員が生命をとって職務を遂行し、そのために危篤となり若しくは死亡し、又は著しい障害の状態となった場合は、前二項の規定にかかわらず特に昇格させることができる。

第13条 削除

第14条 職員を昇格させた場合の昇格後の職種の級に適用される俸給表における号俸は、昇格の場合の対応号俸表（別表第5。以下「対応号俸表」という。）に定める昇格前の職種の級に適用される俸給表における号俸欄の号数に対応する昇格後の職種の級欄に掲げる号数とする。

2 第12条の規定により職員を昇格させた場合において、昇格後の職種の級が昇格の特定級表（別表第5の2。以下「特定級表」という。）に定める職種の級以上の職種の級であるとき（一般職8級以上の級であるときを除く。）は、前項の規定による昇格後の号俸の4号俸上位の号数をもって昇格後の号俸（昇格後の職種の級に適用される俸給表における最高の号俸を超えるときは、当該最高の号俸）とする。

3 降格した職員のうち、次条の規定に基づき俸給月額を決定された職員に対する当該降格後の最初の昇格に係る場合の昇格後の職種の級に適用される俸給表における号俸は、前二項の規定にかかわらず、昇格した日の前日に受けていた俸給月額と同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは、直近上位の額の号俸。）とする。

（降格）

第15条 職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、降格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは、直近下位の額の号俸）とする。

（初任給基準を異にする異動等の場合の級及び号俸の決定）

第16条 職員が職種を異にすることなく初任給基準に異なる初任給の定めがある他の区分に属する官職に異動した場合又は職種を異にして他の官職に異動した場合におけるその者の異動後の級及び号俸は、他の職員との均衡を考慮して定める。

第17条 職員が、新たに職員となったものとした場合に現に受ける号俸より上位の号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合は、その者の号俸を新たに初任給として受けるべき額の号俸に決定することができる。

（定期昇給）

第18条 職員（職種の級が一般職8級以上又は技術・調査専門職3級に格付けされている職員（以下「一般職8級以上等職員」という。）を除く。次項において同じ。）が、前年の4月1日から3月31日までの12か月間（以下「昇給所要期間」という。）を良好な成績で勤務した場合は、4号を標準号数として昇給させること

ができる。ただし、前年の定期昇給日の翌日以降に新たに職員となった者については、職員となった日からその直後の定期昇給日の前日までを昇給所要期間とみなし、その期間及びその期間における勤務成績に応じて昇給させる号数を決定するものとする。

2 満55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号」とあるのは、「2号」とする。

3 定期昇給日は、毎年4月1日とする。

(特別昇給)

第19条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、定期昇給以外に特に昇給させることができる。

一 組織の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職する場合 4号(一般職8級以上等職員にあっては、1号)

二 公務上の災害又は通勤(国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)第1条の2に規定する通勤をいう。以下同じ。)による災害により死亡した場合
イ 勤続年数が10年未満の者 4号(一般職8級以上等職員にあっては、1号)

ロ 勤続年数が10年以上20年未満の者 8号(一般職8級以上等職員にあっては、2号)

ハ 勤続年数が20年以上の者 12号(一般職8級以上等職員にあっては、3号)

三 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより表彰を受けた場合 4号以内(一般職8級以上等職員にあっては、1号)

四 職員研修に参加し、その成績が特に良好な場合 4号以内(一般職8級以上等職員にあっては、1号)

五 生命をとって危険な業務を遂行し、事故を未然に防止した場合 4号以内(一般職8級以上等職員にあっては、1号)

六 勤務成績が特に良好である場合 4号以内(一般職8級以上等職員にあっては、2号以内)

2 特別昇給の日は、前項第1号の場合にあっては当該職員の退職日、同項第2号の場合にあっては当該職員の死亡の日、同項第3号から第5号までの場合にあってはその都度、同項第6号の場合にあっては定期昇給の日とする。

(最高号俸到達後の昇給制限)

第19条の2 職員の昇給は、その属する職種の級の最高の号俸を超えて行うことができない。

(復職時等における俸給月額調整)

第20条 休職、組合専従休職、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。)第3条第1項の規定による育児休業(以下「育児休業」という。)、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成19年法律第45号)第2条第5項に規定する自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。)、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成25年法律第

78号)第2条第4項に規定する配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)、病気休暇又は介護休暇(以下「休職等」という。)のため引き続き勤務しなかった職員が復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、次の各号の定めるところにより、その者の俸給月額を調整することができる。

一 復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)において、休職等となった日から復職等の日の直前の定期昇給日までの期間を引き続き勤務したものとみなした場合に受けることとなる号俸と現に受ける号俸との差の号数について復職等号俸調整換算表(別表第6)に定める率を乗じて得られる号数(1号に満たない端数は、切り捨てる。以下「換算号数」という。)を現に受ける号俸に加算して調整(以下「第一次調整」という。)を行う。

二 復職等の日の直後の定期昇給日(復職等の日が定期昇給日であるときは、その日)において、休職等の期間を引き続き勤務したものとみなした場合に受けることとなる号俸と現に受ける号俸との差の号数について前号に準じて得られる換算号数を、現に受ける号俸に加算して調整を行う。ただし、第一次調整が行われた職員については、当該調整が行われなかったものとみなして得られた換算号数とすでに第一次調整を行った号数との差の号数を、現に受ける号俸に加算して調整を行うものとする。

(俸給の支給)

第21条 俸給は、毎月16日にその月分を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、16日が、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この項において「休日」という。)に当たるときは17日(17日が休日に当たるときは18日)に、土曜日に当たるときは15日に支給する。

3 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動が生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

4 職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。

5 職員が死亡したときは、その月までの俸給を支給する。

6 第3項及び第4項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給し若しくは改定して支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の現日数から勤務時間等規程第4条第1項に規定する週休日及び勤務時間等規程第7条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振られた日(以下「日曜日等」という。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算(以下「日割計算」という。)する。ただし、日曜日等と祝日若しくは年末年始の休日等が重なった場合には、日曜日等として取り扱うものとする。

7 その月の俸給の支給日後において新たに職員となった者及び俸給の支給日前において離職し、又は死亡した者には、俸給の支給日にかかわらず、その際俸給を支給

することができる。

(俸給の調整額)

第21条の2 職員の職務が、当該職員の属する職種の級と同じ級に属する他の職員の職務に比して勤務条件等において著しく特殊であると認められる場合は、俸給の調整額をその者の俸給月額に加算して支給する。

2 俸給の調整額の支給を受ける職員及び俸給の調整額の月額は、別表第7に定めるところとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員に支給する俸給の調整額は、同表に定める月額に短時間勤務率を乗じて得た額とする。

第3章 手当

(扶養手当)

第22条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。ただし、次項第2号から第4号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、職種の級が一般職9級以上に格付けされている職員（以下「一般職9級以上職員」という。）には、支給しない。

2 扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

一 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

二 満60歳以上の父母及び祖父母

三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹及び孫

四 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号の扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき7,800円、扶養親族たる父母等については1人につき1,500円（職種の級が一般職8級又は技術・調査専門職3級に格付けされている職員（以下「一般職8級職員等」という。）にあっては、1,000円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、1,900円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 扶養親族の届出及び認定等については、扶養手当支給細則（昭和45年造幣局訓令第15号。次条において「細則」という。）に定めるところによる。

(扶養手当の支給)

第23条 扶養手当の支給は、次の表の第一欄に掲げる場合に、それぞれ同表の第二欄に掲げる日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、又は支給額を改定する。ただし、その届出が、その事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始し、又は支給額を改定する。

	第一欄	第二欄
一	新たに職員となった者に扶養親族がある場合	職員となった日

二	扶養親族たる父母等がある一般職 9 級以上職員が一般職 9 級以上職員以外の職員となった場合	一般職 9 級以上職員以外の職員となった日
三	扶養親族たる父母等がある一般職 8 級職員等が一般職 8 級職員等及び一般職 9 級以上職員以外の職員となった場合	一般職 8 級職員等及び一般職 9 級以上職員以外の職員となった日
四	扶養親族がない職員で新たに扶養親族たる要件を備えるに至った者が生じた場合	その事実の生じた日
五	扶養手当を受けている職員で更に扶養親族たる要件を備えるに至った者が生じた場合	その事実の生じた日
六	職員の扶養親族たる子で細則第 2 条の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合	その事実の生じた日

- 2 扶養手当は、これを受けている職員が、次の表の第一欄に掲げる場合に、それぞれ同表の第二欄に掲げる日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、その支給を停止し、又は支給額を改定する。

	第一欄	第二欄
一	離職し、又は死亡した場合	離職し、又は死亡した日
二	扶養親族たる父母等がある職員で一般職 9 級以上職員以外のものが一般職 9 級以上職員となった場合	一般職 9 級以上職員となった日
三	扶養親族たる父母等がある職員で一般職 8 級職員等及び一般職 9 級以上職員以外のものが一般職 8 級職員等となった場合	一般職 8 級職員等となった日
四	扶養親族の全部又は一部について扶養親族たる要件を欠くに至った者が生じた場合	その事実の生じた日

- 3 扶養手当は、俸給の支給日に支給する。ただし、俸給の支給日までに扶養手当に係る事実が確認できない場合等で、その日に支給することができないときは、その日後において支給することができる。

- 4 職員がその月の俸給の支給日前において離職し、又は死亡したときは、俸給の支給日にかかわらず、その際に支給することができる。

（地域手当）

第 23 条の 2 地域手当は、次に掲げる地域に在勤する職員に支給する。

- 一 さいたま市
- 二 大阪市
- 三 広島市

- 2 地域手当の月額、俸給、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 前項第 1 号に掲げる地域 100 分の 9.4（財務省本省への併任発令を受け

て、専ら財務省本省の職務に従事することを命じられた職員にあつては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）

）第11条の3第2項第1号に定める割合（100分の9.4を下回る場合には、100分の9.4））

二 前項第2号に掲げる地域 100分の10.1

三 前項第3号に掲げる地域 100分の6.4

3 職員がその在勤する地域を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合（当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。）において、当該異動又は移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（前項各号に定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（前項各号に定める割合をいい、別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で別に定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるときは、当該職員には、前二項の規定にかかわらず、当該異動等の日から3年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該異動等の日から3年を経過するまでの間に更に当該職員が在勤する地域を異にして異動した場合又は当該職員の在勤する官署が移転した場合における当該職員に対する地域手当の支給については、別に定めるところによる。

一 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定され、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号及び第3号において同じ。）

二 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

三 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前二号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

4 地域手当は、俸給の支給に準じて支給する。

（広域異動手当）

第24条 職員がその在勤する官署を異にして異動した場合において、当該異動につき別に定めるところにより算定した官署間の距離（異動の日の前日に在勤していた官署の所在地と当該異動の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）が300キロメートル以上であつて住居と官署との間の距離（異動の直前の住居と当該異動の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をい

う。以下この項において同じ。)が60キロメートル以上であるとき(当該住居と官署との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と官署との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動の日から3年を経過する日までの間、俸給、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の10から前条の規定により支給される地域手当の支給割合を減じて得た支給割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動に当たり一定の期間内に当該異動の日の前日に在勤していた官署への異動が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、地域手当の支給割合が100分の10以上であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 3 前二項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動(以下この項において「当初広域異動」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動(以下この項において「再異動」という。)により前二項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動の日以後は当初広域異動に係る広域異動手当は支給しない。
- 4 給与法の適用を受ける職員その他の別に定める者であった者から引き続きこの訓令の適用を受ける職員となった者(任用の事情等を考慮して別に定める者に限る。)又は異動に準ずるものとして別に定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、別に定めるところにより、前三項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 5 広域異動手当は、俸給の支給に準じて支給する。
- 6 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(初任給調整手当)

第25条 初任給調整手当は、医療職に分類される官職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる官職に新たに採用された職員に、採用の日から3年以内の期間、月額310,800円を超えない範囲内の額を支給する。

- 2 初任給調整手当は、俸給の支給に準じて支給する。
- 3 初任給調整手当を支給される官職、職員の範囲及び支給期間等については、別に定めるところによる。

(管理職手当)

第26条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、別に定める官職を占める職員に支給する。

- 2 管理職手当の月額は、前項に規定する官職を占める職員の属する職種の級における最高の号俸の俸給月額に100分の25を超えない範囲内で別に定める額とする。
- 3 管理職手当は、俸給の支給に準じて支給する。ただし、管理職手当を受けている職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(公

務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により勤務しなかった場合を除く。)は、管理職手当は支給することができない。

4 前各項に規定するもののほか、この条に規定する管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第26条の2 管理職手当は、前条第1項に規定する職員のほか、本局に置かれる課長補佐(別に指定するものに限る。)及び当該課長補佐に相当等として別に指定する官職を占める職員のうちその職務の内容を考慮して理事長の決裁を受けて定める者についても支給する。

2 前項の管理職手当の月額、同項に規定する官職を占める職員の属する職種の級における最高の号俸の俸給月額の100分の10を超えない範囲内で別に定める額とする。

3 前条第3項の規定は、第1項の管理職手当の支給に準用する。

4 前各項に規定するもののほか、この条に規定する管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

第26条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(造幣局宿舍規則(平成15年造幣局訓令第12号)第6条又は国家公務員宿舍法(昭和24年法律第117号)第13条の規定による有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他住居手当支給細則(昭和54年造幣局訓令第29号。以下この条及び次条において、「細則」という。)で定める職員を除く。)

二 第28条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(造幣局宿舍規則第6条又は国家公務員宿舍法第13条の規定による有料宿舍その他細則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして細則で定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。

一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額

二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額

- 3 住居手当の届出、認定基準及び支給額の決定方法等については、細則の定めるところによる。

(住居手当の支給)

第26条の4 住居手当の支給は、職員が新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、細則第5条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

- 3 住居手当は、俸給の支給日に支給する。ただし、俸給の支給日までに住居手当に係る事実が確認できない場合等で、その日に支給することができないときは、その日以後において支給することができる。

- 4 職員がその月の俸給の支給日前において離職し、又は死亡したときは俸給の支給日にかかわらず、その際に支給することができる。

(通勤手当)

第27条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用し、かつ、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び次号に掲げる職員を除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。）

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。
 - 二 前項第2号に掲げる職員 通勤距離の区分に応じ、支給単位期間につき、別に定める額（定年前三任用短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額に100分の50を乗じて得た額）
 - 三 前項第3号に掲げる職員 当該職員の運賃等相当額及び前号に定める額の合計額
- 3 勤務地を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする勤務地に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）
 - 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、新たにこの訓令の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が別に定める要件を満たすものに限る。第1号及び第8項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として別に定める額
 - 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前三項の規定による額
- 6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合におい

ては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

8 この条及び次条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

（通勤手当の支給）

第28条 通勤手当の支給は、職員が前条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、該当することとなった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれ当該職員が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が前条第1項各号のいずれにも該当しなくなったときは、該当しなくなった日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、通勤の届出がその事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生じた場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

3 職員が出張、休暇、欠勤、その他の事由により支給単位期間（別に定める通勤手当に係るものを除く。）又は別に定める通勤手当に係る期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しない場合は、当該支給単位期間等にかかる通勤手当は支給しない。

4 通勤手当は、支給単位期間等に係る最初の月の俸給の支給日（以下「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに通勤手当に係る事実が確認できない場合等で、その日に支給することができないときは、その日後において支給することができる。

5 職員が支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡したときは、支給日にかかわらず、その際に支給することができる。

（単身赴任手当）

第28条の2 官署を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の単身赴任手当支給細則（平成2年造幣局訓令第10号。以下この条において「細則」と

いう。)で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000円(細則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が細則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて細則で定める額を加算した額)とする。
- 3 新たにこの訓令の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして細則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前三項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

(単身赴任手当の支給)

第28条の3 単身赴任手当の支給は、職員が新たに前条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が前条第1項又は第3項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、単身赴任の届出がその事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 3 単身赴任手当は、俸給の支給日に支給する。ただし、俸給の支給日までに単身赴任手当に係る事実が確認できない場合等で、その日に支給することができないときは、その日後において支給することができる。
- 4 職員がその月の俸給の支給日前において離職し、又は死亡したときは、俸給の支給日にかかわらず、その際に支給することができる。

(特殊勤務手当)

第29条 特殊勤務手当は、職員が次に掲げる作業に従事した場合に支給する。

- 一 10メートル以上の足場等の架設物の上で行なう作業
 - 二 著しく高いふく射熱にさらされる作業
 - 三 有害粉末又はじんあいを著しく飛散する作業若しくは高濃度の亜硫酸ガスその他有害ガス発生中の作業
 - 四 高圧活線に接近して行なう作業
 - 五 重量物取扱作業
 - 六 レントゲン作業
 - 七 有害危険な薬品を使用する作業又はそれらの薬品及び圧縮ガスの運搬作業
 - 八 伝染病菌が附着し、又は附着する危険がある物件の処理作業
 - 九 粉末又はじんあいを著しく飛散する作業
 - 十 圧搾空気を使用して行なう着色アミールの吹付作業
 - 十一 高いふく射熱にさらされる作業
 - 十二 3000ボルト以上の高圧線配電設備の保守作業
- 2 前項に規定する特殊勤務作業（以下「特殊勤務作業」という。）の手当の額は、特殊勤務の作業内容及び手当額表（別表第9）に定める額とする。
- （超過勤務手当）
- 第30条 超過勤務手当は、職員（第26条第1項に規定する官職を占める職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）が正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられて、勤務した全時間に対して支給する。
- 2 超過勤務手当の額は、勤務1時間につき、第5条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- 一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125
 - 二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- 3 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「100分の125」とあるのは「100分の100」とする。
- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられて、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第2項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第5条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間等規程第26条の2第1項に規定する代替休暇を与えられた場合において、当該代替休暇に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該代替休暇に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第5条第1項に規定する勤務1時間当たりの

給与額に100分の150から第2項各号に定める割合を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

- 6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第2項各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

- 7 勤務時間等規程第13条の2第2項の規定により代休を付与された場合には、その勤務しない時間1時間につき、第5条第1項に規定する勤務1時間当たりの額の超過勤務手当を支給しない。

- 8 定年前再任用短時間勤務職員が、第3項に規定する超過勤務時間中において特殊勤務作業に従事した場合は、前条第2項を適用し、第33条の規定は適用しない。

(休日給)

第31条 休日給は、職員が祝日若しくは年末年始の休日等の正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられて、勤務した全時間に対して支給する。

- 2 休日給の額は、勤務1時間につき、第5条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額とする。

- 3 前条第7項の規定は、休日給の支給について準用する。

(夜勤手当)

第32条 夜勤手当は、職員が午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられて、勤務した全時間に対して支給する。

- 2 夜勤手当の額は、勤務1時間につき、第5条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

(超過勤務手当等の附加額)

第33条 職員が前三条に規定する勤務時間中において、特殊勤務作業に従事した場合は、その従事した勤務時間数に応じ、附加額基礎額に前三条に規定する勤務に応じて定める割合を乗じて得た額を、前三条に規定する手当額に加算して支給する。

- 2 前項の附加額基礎額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額とする。

一 前三条に規定する勤務時間中において、特殊勤務作業に引き続き4時間以上従事した場合又は正規の勤務時間から引き続き超過勤務時間中にわたって特殊勤務作業に従事し、その従事した時間が4時間以上である場合 従事した特殊勤務作業の4時間以上の手当額を1日所定勤務時間数（勤務時間等規程第3条第1項に規定する時間数を勤務時間等規程第4条第2項本文に規定する日数で除して得た数をいう。次号において同じ。）で除して得た額

二 前号の特殊勤務作業の従事時間が4時間未満の場合 従事した特殊勤務作業の4時間未満の手当額を1日所定勤務時間数で除して得た額

第34条 削除

(管理職員特別勤務手当)

第34条の2 第26条第1項に規定する官職を占める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により日曜日等又は祝日若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前二項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特殊勤務手当等の支給)

第35条 特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び管理職員特別勤務手当（以下本条中「特殊勤務手当等」という。）は、その月分を翌月の俸給の支給日に支給する。

2 職員が勤務時間等規程第26条の2第1項の規定により与えられた代替休暇に勤務した場合において支給する当該代替休暇に代えられた超過勤務手当の支給に係る超過勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月の」とあるのは、「勤務時間等規程第26条の2第1項の規定により代替休暇が与えられた日の属する月の翌月の」とする。

3 職員が離職し、又は死亡した場合には、特殊勤務手当等は、その離職し、又は死亡した日までの分を、その際支給する。

第36条 削除

(期末手当)

第37条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第38条まで及び第43条の3においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第40条第6項に規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、別に定める基礎割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、別に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。第38条第2項及び第3項において同じ。）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

4 職員の職務を考慮して、別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（第26条第1項に規定する官職を占める職員（休職にされている職員を除く。）にあつては、その額に俸給月額に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 期末手当の支給等に関し、必要な事項は、別に定めるところによる。

第37条の2 次の各号のいずれかに該当する職員には、前条第1項の規定にかかわ

らず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号又は第5号に掲げる職員にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国家公務員法第82条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国家公務員法第76条の規定により失職した職員
- 三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる職員を除く。）で、当該離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項第1号又は第2号の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた職員（当該処分を取り消された職員を除く。）で、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- 五 次条第1項第3号の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた職員（当該処分を取り消された職員を除く。）で、支給日以降その非違に関し、国家公務員法第76条の規定により失職し又は同法第82条の規定により懲戒免職の処分を受けたもの

第37条の3 所属長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- 一 支給日の前日までに離職し、離職した日から当該支給日の前日までの間に、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、当該職員が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- 二 支給日の前日までに離職し、離職した日から当該支給日の前日までの間に、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、当該職員が逮捕された場合又は当該職員から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき当該職員に犯罪があると思料するに至った場合であって、当該職員に対し期末手当を支給することが公務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生ずると認めるとき
- 三 支給日に在職し、当該支給日の前日までに国家公務員法第76条の規定による失職又は同法第82条の規定による懲戒免職事由に相当する非違があると思料するに至った場合であって、当該職員に対し期末手当を支給することが公務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生ずると認めるとき

- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた職員は、国家公務員法第90条の2に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした所属長に対し、その取消しを申し立てることができる。

- 3 所属長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた職員が当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。
- 一 一時差止処分を受けた職員が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた職員について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - 三 一時差止処分を受けた職員が当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
 - 四 一時差止処分を受けた職員が当該一時差止処分の理由となった非違に関し、失職せず又は懲戒免職の処分を受けなかった場合
- 4 前項の規定は、所属長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 所属長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき職員に対して当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 一時差止処分に対する審査請求については、一時差止処分は国家公務員法第89条第1項に規定する処分と、一時差止処分を受けた職員は同法第90条第1項に規定する職員と、前項の説明書は同法第90条の2の処分説明書とそれぞれみなして、同法第90条から第92条の2までの規定を適用する。
- 7 前各号に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

(奨励手当)

- 第38条 奨励手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の業績評価（独立行政法人造幣局人事評価実施規程（平成15年造幣局訓令第68号）第4条第1項に規定する業績評価をいう。）の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況（次項において「勤務成績」という。）に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。
- 2 奨励手当の額は、奨励手当基礎額に、別に定める基礎割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務期間の区分に応じて別に定める割合を乗じて得た額に、100分の300以下の範囲内で勤務成績を考慮して別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、奨励手当の額の別に定める職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該区分に属する職員の奨励手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に、別に定める総額割

合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 前項の奨励手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 4 第37条第4項の規定は、第2項の奨励手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第38条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは、「第38条第2項の奨励手当基礎額」と読み替えるものとする。
- 5 奨励手当の支給等に関し、必要な事項は、別に定めるところによる。
- 6 前二条の規定は、第1項の規定による奨励手当の支給について準用する。この場合において、第37条の2中「前条第1項」とあるのは「第38条第1項」と読み替えるものとする。

(期末手当及び奨励手当の支給日)

第39条 期末手当及び奨励手当の支給日は、別に定める日とする。

第4章 休職者の給与等

(休職者の給与)

第40条 職員が結核性疾患にかかり休職となったときは、その休職の期間に応じ、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当に、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。

- 一 休職の期間が満1年に達するまで 100分の80
- 二 休職の期間が満1年を超え満2年に達するまで 100分の60
- 三 休職の期間が満2年を超え満3年に達するまで 100分の40

- 2 職員が前項以外の心身の故障により休職となったときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給する。
- 3 職員が刑事事件に関し起訴されたため休職となったときは、その休職の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれの100分の60を支給する。
- 4 職員が前三項以外の事由に該当して休職となったときは、その休職の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70（公務上の災害により生死不明または所在不明となった場合は、100分の100）を支給する。
- 5 休職中の職員には、前四項に定める給与以外のいかなる給与も支給しない。
- 6 第1項、第2項又は第4項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で、第37条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは第39条の規定に基づく支給日に、それぞれ第1項、第2項又は第4項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第37条の2及び第37条の3の規定を準用する。この場合において、第37条の2中「前条第1項」とあるのは、「第40条第6項」と読み替えるものとする。

(停職中の者の給与)

第41条 職員が停職となったときは、その停職の期間中、いかなる給与も支給しない。ただし、職員が意に反する不利益処分に関し、その審査を人事院に請求し、処分を受けるべき事由がないことが判明し、処分取消の発令があった場合は、この限りでない。

(組合専従休職者の給与)

第42条 職員が組合専従休職となったときは、その組合専従休職の期間中、いかなる給与も支給しない。

(組合休暇中の者の給与)

第43条 組合休暇を許可された職員に対しては、その組合休暇の期間中、俸給、地域手当及び広域異動手当は、支給しない。

(介護休暇中の者の給与)

第43条の2 職員が勤務時間等規程第27条第1項に規定する介護休暇の承認を受けて勤務しない場合には、第6条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第5条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(育児休業期間中の給与)

第43条の3 職員が育児休業をしているときは、その育児休業の期間中いかなる給与も支給しない。ただし、基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間として別に定める期間を含む。）がある職員の当該基準日に係る期末手当及び奨励手当については、この限りでない。

(育児短時間勤務職員の給与)

第43条の4 育児休業法第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員についてのこの訓令の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第2項	とする	とし、その者の俸給月額、その者の属する職種の級に応じた額に、勤務時間等規程第32条の規定により読み替えられた勤務時間等規程第3条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第11条	決定するものとする	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第14条第1項、第2項及び第	とする	とし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た

3 項並びに第 1 5 条		額とする
第 1 6 条	定める	定めるものとし、その者の俸給月額、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 1 7 条	決定することができる	決定することができるものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 1 8 条第 1 項ただし書	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 1 9 条第 1 項	昇給させることができる	昇給させることができるものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第 2 1 条第 6 項	勤務時間等規程	勤務時間等規程第 3 2 条の規定により読み替えられた勤務時間等規程
第 2 1 条の 2 第 2 項	定年前提任用短時間勤務職員	育児休業法第 1 2 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
	短時間勤務率	算出率
第 2 7 条第 2 項第 2 号	定年前提任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
第 3 0 条第 2 項	とする	とする。ただし、育児短時間勤務職員が、次の第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 4 5 分に達するまでの間の勤務にあつては、第 5 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 1 0 0 分の 1 0 0 を乗じて得た額とする
第 3 0 条第 8 項	定年前提任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
	第 3 項	第 2 項ただし書
第 3 7 条第 3 項	俸給	俸給の月額を算出率で除して得た額
第 3 7 条第 4 項及び第 3 8 条第 3 項	俸給の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額
第 3 7 条第 4 項	俸給月額	俸給月額を算出率で除して得た額

（育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時

間勤務をしている職員の給与)

第43条の5 育児休業法第22条の規定による短時間勤務をしている職員について
のこの訓令の規定の適用については、前条の規定を準用する。

(任期付短時間勤務職員の給与)

第43条の6 育児休業法第23条第2項に規定する任期付短時間勤務職員について
のこの訓令の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲
げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条	決定するものとする	決定するものとし、その者の俸給月額、その者の受ける号俸に応じた額に、勤務時間等規程第34条の規定により読み替えられた勤務時間等規程第3条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第14条第1項、第2項及び第3項並びに第15条	とする	とし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第16条	定める	定めるものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第17条	決定することができる	決定することができるものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第18条第1項ただし書	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第19条第1項	昇給させることができる	昇給させることができるものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第21条第6項	勤務時間等規程	勤務時間等規程第34条の規定により読み替えられた勤務時間等規程
第21条の2第2項	定年前再任用短時間勤務職員	育児休業法第23条第2項に規定する任期付短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)
	短時間勤務率	算出率
第27条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

第 3 0 条第 2 項	とする	とする。ただし、任期付短時間勤務職員が、次の第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 4 5 分に達するまでの間の勤務にあつては、第 5 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 1 0 0 分の 1 0 0 を乗じて得た額とする
第 3 0 条第 8 項	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
	第 3 項	第 2 項ただし書
第 4 5 条	第 1 1 条、第 1 6 条から第 2 0 条まで、第 2 2 条、第 2 3 条、第 2 5 条及び第 4 3 条の 3	第 2 2 条、第 2 3 条、第 2 6 条の 3、第 2 6 条の 4、第 2 8 条の 2 及び第 2 8 条の 3
	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

2 育児休業法第 1 2 条第 1 項に規定する育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員の職種の級は、当該育児短時間勤務をしている職員の属する職種の級より上位の職種の級に決定することはできない。育児休業法第 2 2 条の規定による短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員の職種の級についても、同様とする。

(育児時間中の者の給与)

第 4 3 条の 7 職員が就業規則第 3 5 条に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、第 6 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、第 5 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(看護休暇中の者の給与)

第 4 3 条の 8 職員が勤務時間等規程第 2 8 条第 1 項に規定する看護休暇の承認を受けて勤務しない場合には、第 6 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、第 5 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(大学通信教育休暇中の者の給与)

第 4 3 条の 9 職員が勤務時間等規程第 2 9 条第 1 項に規定する大学通信教育休暇の承認を受けて勤務しない場合には、第 6 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、第 5 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(自己啓発等休業中の給与)

第 4 3 条の 1 0 職員が自己啓発等休業をしているときは、その自己啓発等休業の期間中いかなる給与も支給しない。

(配偶者同行休業中の給与)

第43条の11 職員が配偶者同行休業をしているときは、その配偶者同行休業の期間中いかなる給与も支給しない。

(介護時間中の者の給与)

第43条の12 職員が勤務時間等規程第27条の2第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、第6条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第5条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(その他)

第44条 この訓令の規定により給与額等を算出する場合に生じる端数の取扱いについては、別に定めるところによる。

(適用除外)

第45条 第11条、第16条から第20条まで、第22条、第23条、第25条及び第43条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

- 1 この準則は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。ただし、第27条第1項の規定は昭和44年6月1日から、第37条第2項の規定は昭和44年12月1日から、別表第8官職の欄中「調査官（局長が指定する上席の者1名）」の規定は昭和45年3月1日から、別表第2その1一般管理職及びその2普通職の規定は公布の日からそれぞれ適用するものとする。
- 2 次に掲げる訓令等は、廃止する。
 - 一 新給与体系の実施に関する訓令（昭和44年造幣局訓令第11号）
 - 二 私傷病により休務した者の復職後における俸給調整に関する訓令（昭和37年造幣局訓令第4号）
 - 三 広島支局及び熊本出張所在勤職員の暫定勤務地手当支給の特例に関する訓令（昭和44年造幣局訓令第32号）
 - 四 暫定勤務地手当の支給の特例に関する訓令（昭和39年造幣局訓令第34号）
 - 五 造幣局職員特殊勤務手当支給規程（昭和30年造幣局訓令第12号）
 - 六 公労法第4条第1項但書適用職員の昭和30年4月以降の特殊勤務手当に関する訓令（昭和30年造幣局訓令第13号）
 - 七 宿日直手当の支給基準（昭和32年造幣局訓令第45号）
 - 八 新給与体系の実施に関する訓令第5条の取扱について（昭和44年造幣局通達第1号）
 - 九 私傷病により休務した者の復職後における俸給調整に関する特例について（昭和38年12月造本連第840号）
- 3 この準則適用の日現在在職する職員のこの準則第9条に基づく職種の分類と格付けは、この準則適用の日において次表のとおり分類、格付けしたものとみなし、その職員の受けることとなる号俸は、新給与体系の実施に関する訓令（昭和44年造幣局訓令第11号）の規定に基づいて受けている号俸と同じ号数の号俸とする。

改正前の職務の等級	この準則により分類、格付けしたもの
-----------	-------------------

		とみなす職種の等級	
一般管理職俸給表	1 等級	一般管理職	1 等級
〃	2 等級	〃	2 等級
〃	3 等級	〃	3 等級
〃	4 等級	〃	4 等級
〃	5 等級	〃	5 等級
普通職俸給表	1 等級	普通職	1 等級
〃	2 等級	〃	2 等級
〃	3 等級	〃	3 等級
〃	4 等級	〃	4 等級
〃	5 等級	〃	5 等級
〃	6 等級	〃	6 等級
〃	7 等級	〃	7 等級
技能職俸給表	特別等級	技能職	特別等級
〃	1 等級	〃	1 等級
〃	2 等級	〃	2 等級
〃	3 等級	〃	3 等級
〃	4 等級	〃	4 等級
〃	5 等級	〃	5 等級
保安職俸給表	特別等級	保安職	特別等級
〃	1 等級	〃	1 等級
〃	2 等級	〃	2 等級
〃	3 等級	〃	3 等級
〃	4 等級	〃	4 等級
〃	5 等級	〃	5 等級
共通職俸給表	1 等級	共通職	1 等級
〃	2 等級	〃	2 等級
〃	3 等級	〃	3 等級
〃	4 等級	〃	4 等級
〃	5 等級	〃	5 等級
医療管理職俸給表	1 等級	医療管理職	1 等級
〃	2 等級	〃	2 等級
〃	3 等級	〃	3 等級
〃	4 等級	〃	4 等級
医療職俸給表	1 等級	医療職	1 等級
〃	2 等級	〃	2 等級
〃	3 等級	〃	3 等級
医療看護職俸給表	特別等級	医療看護職	特別等級
〃	1 等級	〃	1 等級
〃	2 等級	〃	2 等級

〃	3 等級	〃	3 等級
---	------	---	------

- 4 改正前の訓令の規定に基づいて、適用日から施行の日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の訓令の規定による給与の内払いとみなす。

(造幣局就業規則の一部改正)

- 5 造幣局就業規則（昭和 29 年造幣局訓令第 12 号）の一部を、次のように改正する。

(次のよう略)

(造幣局における局長権限の委任等に関する訓令の一部改正)

- 6 造幣局における局長権限の委任等に関する訓令（昭和 42 年造幣局訓令第 11 号）の一部を、次のように改正する。

(次のよう略)

(造幣局決裁委任規程の一部改正)

- 7 造幣局決裁委任規程（昭和 43 年造幣局訓令第 1 号）の一部を、次のように改正する。

(次のよう略)

(業務報告規程の一部改正)

- 8 業務報告規程（昭和 38 年造幣局訓令第 21 号）の一部を、次のように改正する。

(次のよう略)

- 9 一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。）附則第 9 項に定める特例措置に準じ、平成 14 年 3 月 1 日（以下「基準日」という。）に在職する一般職指定等級、一般職特別等級、一般職特 1 等級、一般職 1 等級、研究職特別等級、研究職 1 等級、工芸職特別等級、工芸職 1 等級及び医療職各等級の適用を受ける職員に対して、3,756 円の特例一時金を支給する。平成 13 年 4 月 1 日から基準日までの間（以下「基準期間」という。）に準則の適用を受ける職員として在職した期間があり、当該期間の経過後引き続き給与法の適用を受ける職員となった者についても同様とする。

- 10 基準期間において準則の適用を受ける職員として在職しなかった期間がある職員に支給する特例一時金の額は、前項の規定にかかわらず、313 円に基準期間の各月のうち在職した期間を含む月の数を乗じて得た額とする。

- 11 前二項の規定により特例一時金が支給される場合において、第 2 条及び第 7 条の 2 中「及び業績賞与」とあるのは、「、業績賞与及び特例一時金」とする。

- 12 第 10 項及び第 11 項の規定により支給される特例一時金の支給日は、平成 14 年 3 月 1 日に在職する職員に支給する期末手当の支給日とする。

- 13 技能監及び総括作業長についての超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当に関する規定の適用については、第 30 条第 1 項及び第 34 条の 2 第 1 項中「第 26 条第 1 項に規定する官職を占める職員」とあるのは、「第 26 条第 1 項に規定する官職を占める職員（技能監及び総括作業長を除く。）」とする。

- 14 当分の間、職員の俸給月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第17項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第9条第1項の規定により当該職員の属する職種の級並びに第11条、第12条、第14条から第17条まで及び第19条の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする。
- 15 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- 一 国家公務員法第60条第1項の規定により臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
 - 二 国家公務員法第81条の5第1項又は第2項の規定により同法第81条の2第1項に規定する異動期間（同法第81条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第81条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
 - 三 診療所に勤務する医師
 - 四 国家公務員法第81条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同法第81条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 16 育児短時間勤務職員に対する附則第14項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、算出率を乗じて得た額とする」とする。
- 17 国家公務員法第81条の2第3項に規定する他の官職への降任等をされた職員であつて、当該他の官職への降任等をされた日（以下この項及び附則第19項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第14項の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額（以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第14項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
- 18 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が第9条第1項の規定により当該職員の属する職種の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第9条第1項の規定により当該職員の属する職種の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。
- 19 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（附則第14項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第17項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、別に定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 20 附則第17項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の附則第14項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸

給月額のほか、別に定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

2 1 附則第 1 4 項の規定の適用を受ける職員に対する第 2 1 条の 2 第 2 項の規定の適用については、当分の間、別表第 7 に定める月額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額とする。

2 2 附則第 1 7 項、第 1 9 項又は第 2 0 項の規定による俸給を支給される職員に対する第 3 7 条第 4 項（第 3 8 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第 1 7 項、第 1 9 項又は第 2 0 項の規定による俸給の額との合計額」とする。

2 3 附則第 1 4 項、第 1 5 項、第 1 7 項から第 2 0 項まで及び第 2 2 項に定めるもののほか、附則第 1 4 項の規定による俸給月額、附則第 1 7 項の規定による俸給その他附則第 1 4 項、第 1 5 項、第 1 7 項から第 2 0 項まで及び第 2 2 項の規定の施行に関し必要な事項は、別に定める。

2 4 附則第 1 4 項、第 1 5 項、第 1 7 項から第 2 0 項まで、第 2 2 項及び第 2 3 項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 1 号。以下「令和 3 年改正法」という。）の施行の日（この号において「施行日」という。）前に令和 3 年改正法による改正前の国家公務員法第 8 1 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定により勤務することとされ、かつ、旧国家公務員法勤務延長期限（同条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限をいう。次号において同じ。）が施行日以後に到来する職員

二 前号に掲げる職員であつて、令和 3 年改正法附則第 3 条第 6 項の規定により旧国家公務員法勤務延長期限を延長された職員

2 5 令和 3 年改正法附則第 3 条第 4 項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（令和 3 年改正法附則第 7 条第 1 項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の俸給月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される俸給表のうち、第 9 条第 2 項の規定により当該暫定再任用職員の属する職種の級に応じた額とする。

2 6 育児休業法第 1 2 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に算出率を乗じて得た額とする」とする。

2 7 前項の規定は、育児休業法第 2 2 条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

2 8 暫定再任用短時間勤務職員の俸給月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される俸給表の基準俸給月額に短時間勤務率を乗じて得た額とする。

2 9 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第 2 7 条第 2 項並びに第 3 0 条第 3 項及び第 8 項の規定を適用する。

3 0 第 1 1 条、第 1 6 条から第 2 0 条まで、第 2 2 条、第 2 3 条、第 2 5 条及び第

43条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

◎独立行政法人造幣局職員給与規程等の一部を改正する訓令（令和7年造幣局訓令第13号）

附 則

（施行期日）

第1条 この訓令は令和7年4月1日から施行する。

第2条 （略）

第3条 （略）

第4条 （略）

（切替日前に異動等のあった職員の地域手当に関する経過措置）

第5条 切替日の前日までにこの訓令による改正前の給与規程第23条の2第3項に規定する異動等のあった職員については、この訓令による改正後の同項中「から3年」とあるのは「から2年」と、「

二 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

三 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前二号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

」とあるのは「

二 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

」として、同項の規定を適用する。

2 切替日の前日までにこの訓令による改正前の給与規程第23条の2第3項に規定する異動等のあった職員については、この訓令による改正後の給与規程等の運用基準給与規程第23条の2関係第3項中「3年」とあるのは「2年」として、同項の規定を適用する。

第6条 （略）

第7条 （略）

第8条 （略）

附則別表 （略）

別表第 1

職 種 分 類 表

職 種	分 類 基 準
一 般 職	総合的な事務又は高度な専門的知識を必要とする事務・技術的業務を行う職員の職種
研 究 職	研究所に所属し、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務を行う職員の職種
工 芸 職	工芸課に所属し、図案及び原型の作成に関する工芸的業務を行う職員の職種
技 能 職	1. 製造等の技能的業務を行う職員の職種 2. 警備業務を行う職員の職種 3. 自動車運転業務を行う職員の職種 4. 他の職種に属さない職員の職種
医 療 職	診療所の医師の職種
医 療 看 護 職	診療所の看護師の職種
技術・調査専門職	調査、研究等を自律的に行い、事業運営等に関する企画及び立案等の事務支援を行う職員の職種

別表第 2

職 種 級 別 標 準 官 職 表

その 1 一般職

級	標 準 官 職
1 0	極めて重要な業務を掌る部長又は部長と同格の官職
9	極めて重要な業務を掌る課長又は課長と同格以上の官職
8	特に重要な業務を掌る課長又は課長と同格以上の官職
7	課長 首席監察官 首席監査官 契約・保有資産監理官 室長 企画調整官 作業調整官 情報公開調整官 診療所長 監察官 監査官
6	課長補佐 地域連携官 上席学芸員 上席薬剤長 上席診療放 射線技師長 契約審査専門官
5	主事 係長 主任学芸員 薬剤長 診療放射線技師長
4	主任 学芸員 薬剤師 上級診療放射線技師
3	上級職員 学芸員 薬剤師 上級診療放射線技師
2	中級職員 学芸員 薬剤師 中級診療放射線技師
1	初級職員 初級診療放射線技師

その 2 研究職

級	標 準 官 職
7	特に重要な業務を掌る研究官
6	研究官
5	研究専門官
4	研究主事 主任
3	上級職員
2	中級職員
1	初級職員

その3 工芸職

級	標準官職
5	特に重要な業務を掌る工芸指導官
4	工芸指導官
3	工芸専門官
2	工芸主事 主任
1	上級職員 中級職員

その4 技能職

級	標準官職
8	技能監
7	重要な職務を掌る総括作業長
6	総括作業長 主任工師 作業長 工師
5	技能長
4	作業主任
3	上級職員
2	中級職員
1	初級職員

その5 医療職

級	標準官職
3	医師
2	医師
1	医師

その6 医療看護職

級	標準官職
4	主任看護師
3	看護師
2	看護師
	准看護師
1	看護師 准看護師

その7 技術・調査専門職

級	標準官職
3	特に重要な職務を掌る技術・調査官
2	重要な職務を掌る技術・調査官
1	技術・調査官

別表第3 削除

俸 給 表

その1 一般職・研究職・工芸職・技能職

区分	号俸	一般職1級		一般職2級		一般職3級		一般職4級		一般職5級		一般職6級		一般職7級		一般職8級		一般職9級		一般職10級			
		研究職1級	研究職2級	研究職1級	研究職2級	研究職3級	研究職4級	研究職5級	研究職6級	研究職7級	研究職8級	研究職9級	研究職10級	研究職1級	研究職2級	研究職3級	研究職4級	研究職5級	研究職6級	研究職7級	研究職8級	研究職9級	研究職10級
		技能職1級	技能職2級	技能職1級	技能職2級	技能職3級	技能職4級	技能職5級	技能職6級	技能職7級	技能職8級	技能職9級	技能職10級	技能職1級	技能職2級	技能職3級	技能職4級	技能職5級	技能職6級	技能職7級	技能職8級	技能職9級	技能職10級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	197,200	209,700	236,200	246,600	251,200	261,300	273,600	277,600	291,400	395,800	313,900	325,000	430,100	380,700	399,000	486,700	541,700	584,700				
	2	198,300	211,500	237,500	247,400	252,100	262,000	274,400	278,400	292,900	397,000	314,700	326,600	431,500	382,300	401,600	492,000	548,400	591,700				
	3	199,400	213,100	238,700	248,200	253,000	262,700	275,200	279,200	294,400	398,200	315,500	328,200	432,800	383,900	404,200	496,900	553,500	597,600				
	4	200,500	214,500	239,900	249,000	253,900	263,400	276,000	280,000	295,900	399,400	316,300	329,800	434,200	385,500	406,800	501,500	557,700	602,400				
	5	201,600	215,300	241,000	249,800	254,800	264,100	276,800	280,800	297,400	400,600	317,100	331,400	435,500	387,100	409,300	505,500	561,100	606,400				
	6	202,700	216,100	242,100	250,600	255,700	264,800	277,600	281,600	298,900	401,800	317,900	333,000	436,900	388,700	411,800	508,900	564,300	609,300				
	7	203,800	216,900	243,100	251,400	256,600	265,500	278,400	282,400	300,400	403,000	318,700	334,600	438,300	390,300	414,300	511,800	567,200	611,700				
	8	204,900	217,700	244,100	252,200	257,500	266,200	279,200	283,200	301,900	404,200	319,500	336,200	439,700	391,900	416,800	514,300	569,700	613,600				
	9	205,900	218,500	245,000	253,000	258,400	266,900	280,000	284,000	303,400	405,400	320,300	337,800	440,900	393,500	419,200	516,300	571,700					
	10	206,900	219,300	245,900	253,800	259,300	267,600	280,800	284,800	304,900	406,600	321,100	339,400	442,100	395,100	421,600							
	11	207,900	220,100	246,600	254,600	260,200	268,300	281,600	285,600	306,400	407,800	321,900	341,000	443,300	396,700	424,000							
	12	208,800	220,900	247,300	255,400	261,100	269,000	282,400	286,400	307,900	409,000	322,700	342,600	444,500	398,300	426,400							
	13	209,700	221,700	248,000	256,300	262,000	269,700	283,200	287,200	309,400	410,200	323,500	344,200	445,700	399,900	428,700							
	14	210,500	222,500	248,600	257,200	262,900	270,400	284,000	288,000	310,900	411,400	325,100	345,800	446,900	401,500	431,000							
	15	211,300	223,300	249,200	258,100	263,800	271,100	284,800	288,800	312,400	412,600	326,700	347,400	448,100	403,100	433,200							
	16	212,100	224,100	249,800	259,000	264,700	271,800	285,600	289,600	313,900	413,800	328,300	349,000	449,300	404,700	435,400							
	17	212,900	224,900	250,400	259,900	265,500	272,400	286,400	290,500	315,400	414,900	329,900	350,500	450,400	406,300	437,500							
	18	213,700	225,700	251,000	260,800	266,300	273,000	287,400	291,400	316,900	416,000	331,500	352,000	451,500	407,900	439,600							
	19	214,500	226,500	251,600	261,700	267,100	273,700	288,000	292,300	318,400	417,100	333,100	353,500	452,600	409,500	441,600							
	20	215,300	227,300	252,200	262,600	267,900	274,400	288,800	293,200	319,900	418,200	334,700	355,000	453,700	411,100	443,600							
	21	216,100	228,100	252,800	263,500	268,700	275,100	289,600	294,100	321,400	419,300	336,200	356,500	454,800	412,700	445,600							
	22	216,900	228,900	253,400	264,400	269,500	275,800	290,400	295,100	322,900	420,400	337,700	358,000	455,900	414,300	447,600							
	23	217,700	229,700	254,000	265,300	270,300	276,500	291,200	296,100	324,400	421,500	339,200	359,500	457,000	415,900	449,600							
	24	218,500	230,500	254,600	266,200	271,100	277,200	292,000	297,100	325,900	422,600	340,700	361,000	458,100	417,400	451,600							
	25	219,300	231,300	255,200	267,100	271,700	277,900	292,800	298,100	327,400	423,700	342,200	362,500	459,100	418,900	453,600							
	26	220,100	232,100	255,800	268,000	272,300	278,600	293,600	299,100	328,900	424,800	343,700	364,000	460,100	420,400	455,600							
	27	220,900	232,900	256,400	268,900	272,900	279,600	294,400	300,100	330,400	425,900	345,200	365,500	461,100	421,900	457,600							
	28	221,700	233,700	257,000	269,700	273,400	280,600	295,200	301,100	331,900	427,000	346,700	367,000	462,100	423,400	459,600							
	29	222,500	234,400	257,600	270,500	273,900	281,600	296,100	302,100	333,400	428,100	348,200	368,500	462,900	424,900	461,500							
	30	223,300	235,100	258,200	271,300	274,400	282,600	297,100	303,500	334,900	429,200	349,700	370,000	463,700	426,400	463,400							
	31	224,100	235,800	258,800	272,100	274,900	283,700	298,100	304,900	336,400	430,300	351,200	371,500	464,500	427,900	465,300							
	32	224,900	236,500	259,400	272,900	275,400	284,800	299,200	306,300	337,900	431,400	352,700	373,000	465,300	429,400	467,200							
	33	225,700	237,200	260,000	273,700	275,900	286,000	300,400	307,700	339,400	432,400	354,200	374,500	466,100	430,900	469,100							
	34	226,500	237,900	260,600	274,500	276,400	287,200	301,700	309,200	340,900	433,400	355,700	376,000	466,900	432,400	470,900							
	35	227,300	238,600	261,200	275,300	276,900	288,400	303,000	310,700	342,400	434,400	357,200	377,500	467,700	433,900	472,600							
	36	228,100	239,300	261,800	276,100	277,400	289,600	304,300	312,200	343,900	435,400	358,700	379,000	468,500	435,400	474,200							
	37	229,400	240,000	262,400	276,900	277,900	290,800	305,600	313,700	345,400	436,400	360,200	380,500	469,300	436,900	475,700							
	38	230,500	240,600	263,000	277,700	278,400	292,000	306,900	315,200	346,900	437,400	361,700	382,000	470,100	438,300	477,100							
	39	231,600	241,200	263,600	278,500	278,900	293,200	308,200	316,700	348,400	438,400	363,200	383,500	470,900	439,700	478,400							
	40	232,600	241,700	264,200	279,300	279,400	294,400	309,500	318,200	349,900	439,400	364,700	385,000	471,700	441,100	479,600							
	41	233,600	242,100	264,700	280,100	280,000	295,600	310,800	319,800	351,400	440,400	366,200	386,500	472,500	442,500	480,700							
	42	234,600	242,400	265,200	280,900	280,600	296,800	312,100	321,400	352,800	441,400	367,700	388,000	473,300	443,800	481,700							
	43	235,600	242,600	265,700	281,700	281,300	298,000	313,400	323,000	354,200	442,300	369,200	389,500	474,100	445,100	482,600							
	44	236,800	242,800	266,200	282,500	282,100	299,200	314,700	324,600	355,600	443,200	370,700	391,000	474,900	446,400	483,400							
	45	238,100	243,000	266,700	283,300	282,900	300,400	316,000	326														

	96				322,600	321,000	352,200	376,200	393,800	418,100		437,900	450,400						
	97				323,100	321,400	353,100	377,300	395,100	419,000		439,000	451,200						
	98				323,600	321,800	355,800	378,400	396,400	420,100		440,100	452,000						
	99				324,100	322,200	358,600	379,500	397,700	421,000		441,200	452,800						
	100				324,600	322,600	359,100	380,600	399,000	421,900		442,300	453,600						
	101				325,100	323,000	359,600	381,600	400,300	422,800		443,300	454,400						
	102				325,600	323,400	360,100	382,600	401,600	423,700		444,300	455,200						
	103				326,000	323,800	360,600	383,600	402,900	424,600		445,200	455,900						
	104				326,400		361,100	384,600	404,200	425,600		446,100	456,600						
	105						361,500	385,600	405,500	426,400		447,000	457,300						
	106						361,900	386,600	406,800	427,200		447,900	458,000						
	107						362,300	387,600	408,100	428,000		448,700	458,700						
	108						362,700	388,700	409,400	428,800		449,500	459,400						
	109						363,100	389,800	410,700	429,600		450,300	460,100						
	110						363,500	390,800	412,000	430,400		451,100	460,800						
	111						363,900	391,600	413,300	431,200		451,900	461,300						
	112						364,300	392,300	414,600	432,000		452,700	461,800						
	113						364,600	393,000	415,900	432,800		453,500	462,300						
	114						364,900	393,700	417,200	433,700		454,200	462,800						
	115						365,200	394,500	418,500	434,400		454,800	463,300						
	116						365,500	395,300	419,800	435,200		455,400	463,800						
	117						365,800	396,100	420,900	436,000		455,900							
	118						366,100	396,900	422,000	436,800		456,400							
	119						366,400	397,700	423,100	437,600		456,900							
	120						366,700	398,500	424,200	438,400		457,400							
	121						367,000	399,300	425,100	439,200		457,800							
	122						367,300	400,100	425,900	440,000		458,200							
	123						367,600	400,900	426,700	440,800									
	124							401,600	427,500	441,600									
	125							402,300	428,300	442,400									
	126							402,900	429,100	443,100									
	127							403,500	429,900										
	128							404,000	430,700										
	129							404,500	431,500										
	130							404,900	432,300										
	131							405,200	433,100										
	132							405,400	433,900										
	133							405,600	434,700										
	134							405,800	435,400										
	135								436,100										
	136								436,800										
	137								437,500										
	138								438,200										
	139								438,900										
	140								439,600										
	141								440,300										
	142								441,000										
	143								441,700										
	144								442,400										
	145								443,100										
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円
		184,800	184,800	222,500	250,900	250,900	267,200	281,500	296,800	296,800	352,000	352,000	352,000	378,300	378,300	442,400	442,400	499,600	586,200

その2 医療職

区分	号俵	1級	2級	3級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	317,300	430,100	486,900
	2	319,700	432,800	488,900
	3	322,000	435,500	490,800
	4	324,200	438,100	492,700
	5	326,400	440,600	494,200
	6	329,900	442,800	495,900
	7	333,400	444,800	497,700
	8	336,900	446,900	499,500
	9	340,500	449,000	501,300
	10	344,000	450,600	503,000
	11	347,500	452,200	504,800
	12	351,000	453,800	506,600
	13	354,500	455,400	508,400
	14	358,000	456,900	510,100
	15	361,500	458,400	511,900
	16	365,000	459,800	513,700
	17	368,400	461,200	515,500
	18	371,600	462,700	517,400
	19	374,900	464,200	519,300
	20	378,100	465,600	521,200
	21	381,400	466,900	523,100
	22	384,700	468,400	524,800
	23	387,900	469,800	526,600
	24	391,000	471,200	528,400
	25	394,200	472,600	530,000
	26	396,600	474,000	531,800
	27	399,000	475,300	533,600
	28	401,200	476,600	535,100
	29	403,200	478,000	536,500
	30	404,900	479,300	538,200
	31	406,600	480,700	540,000
	32	408,400	482,100	541,700
	33	410,200	483,400	543,200
	34	412,000	484,700	544,500
	35	413,600	486,000	545,800
	36	415,100	487,400	547,100
	37	416,600	488,800	548,100
	38	418,000	490,400	549,400
	39	419,400	492,000	550,700
	40	420,800	493,500	552,000
	41	422,300	495,100	553,000
	42	423,100	496,300	553,800
	43	423,800	497,300	554,600
	44	424,500	498,300	555,400
	45	425,300	499,100	556,300
	46	425,900	500,000	557,100
	47	426,500	500,900	557,900
	48	427,000	501,700	558,600
	49	427,500	502,400	559,400
	50	427,900	503,100	560,200
	51	428,400	503,800	560,900
	52	428,800	504,400	561,800
	53	429,200	505,000	562,700
	54	429,500	505,700	563,500
	55	429,800	506,300	564,400
	56	430,200	506,900	565,300
	57	430,500	507,200	566,100
	58	430,800	507,800	566,900
	59	431,100	508,400	567,700
	60	431,400	509,100	568,400
	61	431,800	509,500	569,200
	62	432,100	510,100	570,100
	63	432,400	510,800	571,000
	64	432,700	511,500	571,900
	65	433,000	511,900	572,700
	66		512,500	573,600
	67		513,100	574,500
	68		513,600	575,400
	69		514,100	576,200
	70		514,600	577,100
	71		515,100	578,000
	72		515,600	578,900
	73		516,000	579,700
	74		516,500	
	75		516,900	
	76		517,300	
	77		517,800	
	78		518,400	
	79		518,900	
	80		519,300	
	81		519,800	
	82		520,400	
	83		521,000	
	84		521,500	
	85		522,000	
定年前再任用短時間勤務職員		基準 俸給月額	基準 俸給月額	基準 俸給月額
		円	円	円
		339,500	386,200	446,500

その3 医療看護職

区分	号俵	1級	2級	3級	4級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	237,600	277,900	305,500	354,300
	2	237,900	278,800	305,900	355,200
	3	239,300	279,700	306,300	356,200
	4	240,700	280,600	306,700	357,300
	5	242,100	281,500	307,100	358,500
	6	243,500	282,400	307,500	359,700
	7	244,900	283,300	307,900	360,900
	8	246,300	284,200	308,300	362,100
	9	247,700	285,100	308,700	363,200
	10	249,100	286,000	309,100	364,300
	11	250,500	286,900	309,500	365,400
	12	251,900	287,800	309,900	366,500
	13	253,300	288,400	310,300	367,600
	14	254,600	289,000	310,700	368,700
	15	255,900	289,600	311,100	369,800
	16	257,200	290,200	311,500	370,900
	17	258,500	290,800	311,900	372,000
	18	259,800	291,400	312,300	373,100
	19	261,100	292,000	312,700	374,200
	20	262,400	292,600	313,200	375,300
	21	263,700	293,200	313,700	376,200
	22	265,000	293,800	314,200	377,100
	23	266,300	294,400	314,700	378,000
	24	267,600	295,000	315,200	378,900
	25	268,800	295,600	315,900	379,800
	26	270,000	296,200	316,600	380,700
	27	271,200	296,800	317,300	381,600
	28	272,400	297,400	318,000	382,500
	29	273,600	298,000	318,800	383,400
	30	274,800	298,600	319,600	384,300
	31	276,000	299,200	320,400	385,200
	32	277,200	299,800	321,200	386,100
	33	278,300	300,400	322,000	386,900
	34	279,400	301,000	322,800	387,700
	35	280,500	301,600	323,600	388,500
	36	281,600	302,200	324,400	389,300
	37	282,700	302,800	325,200	390,000
	38	283,800	303,400	326,000	390,700
	39	284,900	304,000	326,800	391,400
	40	286,000	304,600	327,600	392,100
	41	287,000	305,200	328,400	392,700
	42	288,000	305,800	329,200	393,300
	43	289,000	306,400	330,000	393,900
	44	290,000	307,000	330,800	394,500
	45	290,900	307,600	331,600	395,100
	46	291,800	308,200	332,400	395,700
	47	292,700	308,800	333,200	396,300
	48	293,600	309,400	334,000	396,900
	49	294,400	310,100	334,900	397,500
	50	295,200	310,800	335,800	398,100
	51	296,000	311,500	336,700	398,700
	52	296,800	312,200	337,600	399,300
	53	297,400	312,900	338,500	399,900
	54	297,900	313,600	339,400	400,500
	55	298,400	314,300	340,300	401,100
	56	298,800	315,000	341,200	401,700
	57	299,200	315,700	342,200	402,300
	58	299,600	316,400	343,200	402,900
	59	300,000	317,100	344,200	403,500
	60	300,300	317,800	345,200	404,100
	61	300,600	318,600	346,200	404,700
	62	301,000	319,400	347,200	405,300
	63	301,400	320,200	348,200	405,900
	64	301,800	321,000	349,200	406,500
	65	302,100	321,800	350,200	407,100
	66	302,400	322,600	351,200	407,700
	67	302,800	323,400	352,200	408,300
	68	303,200	324,200	353,200	408,900
	69	303,500	325,000	354,300	409,500
	70	303,900	325,800	355,400	410,100
	71	304,400	326,600	356,500	410,700
	72	304,800	327,400	357,600	411,300
	73	305,100	328,200	358,700	411,900
	74	305,500	329,000	359,800	412,500
	75	306,000	329,800	360,900	413,100
	76	306,500	330,600	362,000	413,700
	77	307,000	331,400	363,100	414,300
	78	307,500	332,200	364,200	414,900
	79	308,000	333,000	365,300	415,500
	80	308,600	333,800	366,400	416,100
	81	309,000	334,600	367,500	
	82	309,500	335,400	368,700	
	83	309,900	336,200	369,900	
	84	310,400	337,000	371,100	
	85	310,900	337,800	372,300	
	86	311,300	338,600	373,500	
	87		339,400	374,700	
	88		340,200	375,900	
	89		341,000	377,100	
	90		341,800	378,300	
	91		342,600	379,500	
	92		343,400	380,700	
	93		344,100	381,900	
	94		344,800	383,100	
	95		345,500	384,300	
	96		346,200	385,500	
	97		346,800	386,700	

その4 技術・調査専門職

区分	号俵	1級	2級	3級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	350,500	394,900	486,700
	2	352,000	396,400	492,000
	3	353,500	397,900	496,900
	4	355,000	399,400	501,500
	5	356,500	400,900	505,500
	6	358,000	402,400	508,900
	7	359,500	403,900	511,800
	8	361,000	405,400	514,300
	9	362,500	406,900	516,300
	10	364,000	408,400	
	11	365,500	409,900	
	12	367,000	411,400	
	13	368,500	412,900	
	14	370,000	414,400	
	15	371,500	415,900	
	16	373,000	417,400	
	17	374,500	418,900	
	18	376,000	420,400	
	19	377,500	421,900	
	20	379,000	423,400	
	21	380,500	424,900	
	22	382,000	426,400	
	23	383,500	427,900	
	24	385,000	429,400	
	25	386,500	430,900	
	26	388,000	432,400	
	27	389,500	433,900	
	28	391,000	435,400	
	29	392,500	436,900	
	30	393,900	438,300	
	31	395,300	439,700	
	32	396,700	441,100	
	33	398,000	442,500	
	34	399,300	443,800	
	35	400,600	445,100	
	36	401,900	446,400	
	37	403,100	447,700	
	38	404,300	448,900	
	39	405,500	450,100	
	40	406,700	451,300	
	41	407,900	452,500	
	42	409,100	453,600	
	43	410,300	454,700	
	44	411,500	455,800	
	45	412,700	456,900	
	46	413,900	457,900	
	47	415,100	458,900	
	48	416,300	459,900	
	49	417,500	460,900	
50	418,700	461,900		
51	419,900	462,900		
52	421,100	463,900		
53	422,300	464,900		
54	423,500	465,900		
55	424,600	466,900		
56	425,700	467,900		
57	426,800	468,900		
58	427,900	469,900		
59	429,000	470,900		
60	430,100	471,900		
61	431,200	472,800		
62	432,300	473,700		
63	433,400	474,600		
64	434,500	475,500		
65	435,600	476,400		
66	436,700	477,300		
67	437,800	478,200		
68	438,900	479,100		
69	440,000	480,000		
70	441,100	480,900		
71	442,100	481,800		
72	443,100	482,700		
73	444,100	483,600		
74	445,100	484,500		
75	446,000	485,400		
76	446,900	486,300		
77	447,800	487,200		
78	448,700	488,100		
79	449,600	489,000		
80	450,400	489,900		
81	451,200	490,800		
82	452,000	491,700		
83	452,800	492,600		
84	453,600			
85	454,400			
86	455,200			
87	455,900			
88	456,600			
89	457,300			
90	458,000			
91	458,700			
92	459,400			
93	460,100			
94	460,800			
95	461,300			
96	461,800			
97	462,300			

	98		347, 400	387, 900	
	99		348, 000	389, 000	
	100		348, 600	390, 100	
	101		349, 100	391, 200	
	102		349, 600	392, 300	
	103		350, 100	393, 300	
	104		350, 600	394, 300	
	105		351, 100	395, 200	
	106		351, 600	396, 100	
	107		352, 100	396, 600	
	108			397, 100	
	109			397, 600	
	110			398, 100	
	111			398, 600	
	112			399, 100	
	113			399, 600	
	114			400, 100	
	115			400, 600	
	116			401, 100	
	117			401, 600	
	118			402, 100	
	119			402, 600	
	120			403, 100	
	121			403, 600	
	122			404, 100	
	123			404, 600	
	124			405, 100	
	125			405, 600	
	126			406, 100	
	127			406, 600	
	128			407, 100	
	129			407, 600	
	130			408, 100	
	131			408, 600	
	132			409, 100	
	133			409, 600	
	134			410, 100	
	135			410, 600	
	136			411, 100	
	137			411, 600	
	138			412, 100	
	139			412, 600	
	140			413, 100	
	141			413, 600	
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円
		222, 500	281, 500	292, 300	322, 300

	98	462, 800		
	99	463, 300		
	100	463, 800		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円	基 準 俸給月額 円
		352, 000	378, 300	442, 400

別表第5

(その1)

昇格の場合の対応号俵表

昇格前の職種 の級に適用さ れる俵給表の 号俵	昇格後の職種別の級																
	一般職 10級	一般職 9級	一般職 8級	研究職 7級 工芸職 5級	一般職 7級	技能職 8級	研究職 6級 工芸職 4級	一般職 6級	研究職 5級 工芸職 3級	技能職 7級	一般職 5級	研究職 4級	工芸職 2級	技能職 6級	一般職 4級	技能職 5級	技能職 4級
1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	1	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	3	3	1	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	4	4	1	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	4	5	1	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	4	5	1	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	4	5	1	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	4	5	1	13	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	4	5	1	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10			1	15	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11			1	15	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
12			1	16	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	3
13			1	17	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	4
14			1	18	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	5
15			1	19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	6
16			1	20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	7
17			1	21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7	8
18			1	22	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	8	9
19			1	23	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	9	10
20			1	23	1	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1	10	11
21			1	24	1	1	1	5	1	1	2	2	1	1	2	11	12
22			1	25	2	1	1	6	1	1	3	3	2	1	3	12	13
23			1	25	3	1	1	7	1	1	4	4	3	1	4	13	14
24			1	26	4	2	1	8	1	1	5	5	4	1	5	14	15
25			1	26	5	3	1	9	2	1	6	6	5	2	6	15	16
26			1	27	6	4	1	10	3	1	7	7	6	3	7	16	17
27			1	27	7	5	1	11	4	1	8	8	7	4	8	17	18
28			1	28	8	6	1	12	5	1	9	9	8	5	9	18	19
29			1	28	9	7	1	13	6	1	10	10	9	6	10	19	20
30			1	29	10	8	1	14	7	1	11	11	10	7	11	20	21
31			1	29	11	9	1	15	8	1	12	12	11	8	12	21	22
32			1	30	12	10	1	16	9	1	13	13	12	9	13	22	23
33			1	31	13	11	1	17	10	1	14	14	13	10	14	23	24
34			1	31	14	12	2	18	11	1	15	15	14	11	15	24	25
35			1	32	15	13	3	19	12	1	16	16	15	12	16	25	26
36			1	32	16	14	4	20	13	1	17	17	16	13	17	26	27
37			1	33	17	15	5	21	14	1	18	18	17	14	18	27	28
38			1	33	18	16	6	22	15	1	19	19	18	15	19	28	29
39			1	34	19	17	7	23	16	1	20	20	19	16	20	29	30
40			1	34	20	18	8	24	17	1	21	21	20	17	21	30	31
41			1	35	21	19	9	25	18	1	22	22	21	18	22	31	32
42			1	35	22	20	10	26	19	1	23	23	22	19	23	32	33
43			1	36	23	21	11	27	20	1	24	24	23	20	24	33	34
44			1	36	24	22	12	28	21	1	25	25	24	21	25	34	35
45			1	37	25	23	13	29	22	1	26	26	25	22	26	35	36
46			1	37	26	24	14	30	23	1	27	27	26	23	27	36	37
47			1	38	27	25	15	31	24	1	28	28	27	24	28	37	38
48			1	39	28	26	16	32	25	1	29	29	28	25	29	38	39
49			1	39	29	27	17	33	26	1	30	30	29	26	30	39	40
50			2	40	30	28	18	34	27	1	31	31	30	27	31	40	41
51			2	40	31	29	19	35	28	1	32	32	31	28	32	41	42
52			2	41	32	30	20	36	29	1	33	33	32	29	33	42	43
53			2	41	33	31	21	37	30	1	34	34	33	30	34	43	44
54			2	42	34	32	22	38	31	1	35	35	34	31	35	44	45
55			3	42	35	33	23	39	32	1	36	36	35	32	36	45	46
56			3	43	36	34	24	40	33	1	37	37	36	33	37	46	47
57			3	43	37	35	25	41	34	1	38	38	37	34	38	47	48
58			3	44	38	36	26	42	35	1	39	39	38	35	39	48	49
59			4	44	39	37	27	43	36	1	40	40	39	36	40	49	50
60			4	45	40	38	28	44	37	1	41	41	40	37	41	50	51
61			4	46	41	39	29	45	38	1	42	42	41	38	42	51	52
62			4	47	42	40	30	46	39	1	43	43	42	39	43	52	53
63			5	48	43	41	31	47	40	1	44	44	43	40	44	53	54
64			5	49	44	42	32	48	41	1	45	45	44	41	45	54	55
65			5	50	45	43	33	49	42	2	46	46	45	42	46	55	56
66			5	51	46	44	34	50	43	3	47	47	46	43	47	56	57
67			5	52	47	45	35	51	44	4	48	48	47	44	48	57	58
68			5	53	48	46	36	52	45	5	49	49	48	45	49	58	59
69			5	54	49	47	37	53	46	6	50	50	49	46	50	59	60
70			5	55	50	48	38	54	47	7	51	51	50	47	51	60	61
71			5	56	51	49	39	55	48	8	52	52	51	48	52	61	62
72			5	57	52	50	40	56	49	9	53	53	52	49	53	62	63
73			5	58	53	51	41	57	50	10	54	54	53	50	54	63	64
74			5	59	54	52	42	58	51	11	55	55	54	51	55	64	65
75			5	60	55	53	43	59	52	12	56	56	55	52	56	65	66
76			5	61	56	54	44	60	53	13	57	57	56	53	57	66	67
77			5	61	57	55	45	61	54	14	58	58	57	54	58	67	68
78			5	61	58	56	46	62	55	15	59	59	58	55	59	68	69
79			5	61	59	57	47	63	56	16	60	60	59	56	60	69	70
80			5	61	60	58	48	64	57	17	61	61	60	57	61	70	71
81			5	61	61	59	49	65	58	18	62	62	61	58	62	71	72
82			5	61	62	60	50	66	59	19	63	63	62	59	63	72	73
83			5	61	63	61	51	67	60	20	64	64	63	60	64	73	74
84			5	61	64	62	52	68	61	21	65	65	64	61	65	74	75
85			5	61	65	63	53	69	62	22	66	66	65	62	66	75	76
86			5	61	66	64	54	70	63	23	67	67	66	63	67	76	77
87			5	61	67	65	55	71	64	24	68	68	67	64	68	77	78
88			5	61	68	66	56	72	65	25	69	69	68	65	69	78	79
89			5	61	69	67	57	73	66	26	70	70	69	66	70	79	80
90			5	61	70	68	58	74	67	27	71	71	70	67	71	80	81
91			5	61	71	69	59	75	68	28	72	72	71	68	72	81	82
92			5	61	72	70	60	76	69	29	73	73	72	69	73	82	83
93			5	61	73	71	61	77	70	30	74	74	73	70	74	83	84
94			5	61	74	72	62	78	71	31	75	75	74	71	75	84	85
95			5	61	75	73	63	79	72	32	76	76	75	72	76	85	86
96			5	61	76	74	64	80	73	33	77	77	76	73	77	86	87
97			5	61	77	75	65	81	74	34	78	78	77	74	78	87	88
98			5	61	78	76	66	82	75	35	79	79	78	75	79	88	89
99			5	61	79	77	67	83	76	36	80	80	79				

(その2)

昇格前の職種 の級に適用さ れる俸給表の 号俵	昇格後の職種の級									
	一般職 3級	一般職 2級	技能職 2級	医療職 3級	医療職 2級	医療看護職 4級	医療看護職 3級	医療看護職 2級	技術・調査専門職 3級	技術・調査専門職 2級
	研究職 3級	研究職 2級								
	技能職 3級									
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
13	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1
15	4	3	1	1	1	1	1	1	1	1
16	5	4	1	1	1	1	1	1	1	1
17	6	5	1	1	1	1	1	1	1	1
18	7	6	1	1	1	1	1	1	1	1
19	8	7	1	1	1	1	1	1	1	1
20	9	8	1	1	1	1	1	1	1	1
21	10	9	1	1	1	1	1	1	1	1
22	11	10	1	1	1	1	1	1	1	1
23	12	11	1	1	1	1	1	1	1	1
24	13	12	1	1	1	1	1	1	1	1
25	14	13	1	1	1	1	1	1	1	1
26	15	14	2	2	1	1	1	2	1	1
27	16	15	3	3	1	1	2	3	1	1
28	17	16	4	4	1	1	3	4	1	1
29	18	17	5	5	1	1	4	5	1	1
30	19	18	6	6	1	1	5	6	1	2
31	20	19	7	7	1	1	6	7	1	3
32	21	20	8	8	1	1	7	8	1	4
33	22	21	9	9	1	1	8	9	1	5
34	23	22	10	10	1	1	9	10	1	6
35	24	23	11	11	1	1	10	11	1	7
36	25	24	12	12	1	1	11	12	1	8
37	26	25	13	13	1	1	12	13	1	9
38	27	26	14	14	2	1	13	14	1	10
39	28	27	15	15	3	1	14	15	1	11
40	29	28	16	16	4	1	15	16	1	12
41	30	29	17	17	5	1	16	17	1	13
42	31	30	18	18	6	1	17	18	2	14
43	32	31	19	19	7	1	18	19	2	15
44	33	32	20	20	8	1	19	20	2	16
45	34	33	21	21	9	1	20	21	2	17
46	35	34	22	22	9	1	21	22	2	18
47	36	35	23	23	9	1	22	23	3	19
48	37	36	24	24	9	1	23	24	3	20
49	38	37	25	25	9	1	24	25	3	21
50	39	38	26	26	10	1	25	26	3	22
51	40	39	27	27	11	1	26	27	4	23
52	41	40	28	28	12	1	27	28	4	24
53	42	41	29	29	13	1	28	29	4	25
54	43	42	30	30	13	1	29	30	4	26
55	44	43	31	29	13	1	30	31	5	27
56	45	44	32	29	13	1	31	32	5	28
57	46	45	33	29	13	1	32	33	5	29
58	47	46	34	30	14	1	33	34	5	30
59	48	47		31	15	1	34	35	5	31
60	49	48		32	16	1	35	36	5	32
61	50	49		33	17	1	36	37	5	33
62	51	50		33	17	2	37	38	5	34
63	52	51		33	17	3	38	39	5	35
64	53	52		33	17	4	39	40	5	36
65		53		33	17	5	40	41	5	37
66				33		6	41	42	5	38
67				33		7	42	43	5	39
68				33		8	43	44	5	40
69				33		9	44	45	5	41
70				33		10	45	46	5	42
71				33		11	46	47	5	43
72				33		12	47	48	5	44
73				33		13	48	49	5	45
74				34		14	49	50	5	46
75				35		15	50	51	5	47
76				36		16	51	52	5	48
77				37		17	52	53	5	49
78				37		18	53	54	5	50
79				37		19	54	55	5	51
80				37		20	55	56	5	52
81				37		21	56	57	5	53
82				37		22	57	58	5	54
83				37		23	58	59	5	55
84				37		24	59	60	5	56
85				37		25	60	61		57
86						26	61	62		58
87						27	62			59
88						28	63			60
89						29	64			61
90						30	65			62
91						31	66			63
92						32	67			64
93						33	68			65
94						34	69			66
95						35	70			67
96						36	71			68
97						37	72			69
98						38	73			70
99						39	74			71
100						40	75			72
101						41	76			
102						42	77			
103						43	78			
104						44	79			
105						45	80			
106						46	81			
107						47	82			
108						48				
109						49				
110						50				
111						51				
112						52				
113						53				
114						54				
115						55				
116						56				
117						57				
118						58				
119						59				
120						60				
121						61				
122						62				
123						63				
124						64				
125						65				
126						66				
127						67				
128						68				
129						69				
130						70				
131						71				
132						72				
133						73				

昇格前の職種 の級に適用さ れる俸給表の 号俸	昇格後の職種									
	一般職 3級	一般職 2級	技能職 2級	医療職 3級	医療職 2級	医療看護職 4級	医療看護職 3級	医療看護職 2級	技術・調査専門職 3級	技術・調査専門職 2級
	研究職 3級	研究職 2級								
	技能職 3級									
134						74				
135						75				
136						76				
137						77				
138						78				
139						79				
140						80				
141						80				

別表第5の2

昇格の特定級表

職 種	職 種 の 級
一 般 職	4 級
研 究 職	4 級
工 芸 職	2 級
技 能 職	5 級
医 療 職	2 級
医 療 看 護 職	3 級

別表第6

復職等号俸調整換算表

事 由	換 算 率
結核性疾患による休暇及び休職	2分の1以下
非結核性疾患による休暇及び休職	3分の1以下
刑事事件による起訴の休職（無罪判決を受けた場合に限る。）	3分の3以下
外国の政府等の招へいによる休職	3分の3以下
水難、火災等による生死不明の休職	3分の1以下
過員休職	3分の2以下
組合専従休職	3分の2以下
介護休暇	3分の3以下
育児休業	2分の2以下
自己啓発等休業	2分の2以下 （大学等における修学（職員としての職務に特に有用であると認められるものに限る。）又は国際貢献活動のためのもの以外のものにあつては2分の1以下）
配偶者同行休業	2分の1以下

別表第 7

俸給の調整額の支給を受ける職員及び月額表

支給を受ける職員		月額
圧延板製造のための交替制勤務を行う職員の勤務時間に関する特例（平成 6 年造幣局訓令第 2 3 号）第 2 条に規定する職員として、正規の勤務時間による交替制勤務を命じられた職員	広島支局溶解課又は貨幣第一課に勤務する職員	1 2, 2 0 0 円
	広島支局保全課に勤務する職員	7, 6 0 0 円
警備員規程（昭和 3 6 年造幣局訓令第 3 号）第 1 条に規定する職員として、正規の勤務時間による交替制勤務を命じられた職員		1, 6 0 0 円
財務省本省への併任発令を受けて、専ら財務省本省の職務に従事することを命じられた職員	一般職 5 級の職員	1 9, 6 0 0 円
	一般職 4 級の職員	1 5, 5 0 0 円
	一般職 3 級の職員	7, 8 0 0 円
	一般職 2 級及び 1 級の職員	6, 3 0 0 円

別表第 8 削除

別表第9

特殊勤務の作業内容及び手当額表

番号	作業の種類	作業の内容又は作業例	手 当 額	
			4時間以上	4時間未満
1	10メートル以上の足場等の架設物の上で行う作業	地上10メートル以上の高所において足場その他の不安定な架設物を利用して行う作業	円 270	円 170
2	著しく高いふく射熱にさらされる作業	溶解、製錬、圧延及び工作工場で行う金属の溶解、圧延、焼鈍又は鑄造作業で著しく高いふく射熱にさらされる作業	280	180
3	有害粉末又はじんあいを著しく飛散する作業若しくは高濃度の亜硫酸ガスその他有害ガス発生中の作業	(1)装金工場の羽布作業及びクローム酸粉末その他有害粉末又はじんあいを著しく飛散する作業	280	180
		(2)溶解工場及び製錬工場で行うじんあい又は粉末を著しく飛散する古るつば及び地金溶解かすの淘汰作業	280	180
		(3)回収貨幣の選別作業及びこれに付随する作業	240	140
		(4)試験工場の室内で行う高濃度の亜硫酸ガスその他有害ガス発生中の作業	280	180
		(5)装金工場で行うクローム、金、銀その他のメッキ作業	280	180
		(6)製錬工場で行う電解作業	280	180
		(7)工作工場で行う電気又はアセチレンガスによる溶接若しくは溶断作業	280	180
4	高压活線に接近して行う作業	直流750ボルト、交流300ボルト以上の電圧加圧中の裸線に接近して行う作業。ただし、変電所の保守作業を除く。	280	180
5	重量物取扱作業	(1)500キログラム以上の機械等の人力による運搬作業	240	140
		(2)装金工場でコールドホッピングマシン及びフリクションプレス等を用い10キログラム以上の極印を手で反復操作する作業	240	140
		(3)10キログラム以上の地金及びシスルを人力により反復してひよう量運搬する作業	240	140
6	レントゲン作業	レントゲン写真撮影、透視又は治療等レントゲン機械を操作し、放射線にさらされる作業	230	130
7	有害危険な薬品を使用する作業又はそれらの薬品及び圧縮ガスの運搬作業	(1)強酸又は強アルカリ性薬品を使用して行う材料地金の洗浄作業	280	180
		(2)強酸又は強アルカリ性薬品又は酸素ボンベ等の運搬作業	280	180
8	伝染病菌が附着し、又は附着する危険がある物件の処理作業	(1)伝染病菌が附着し、又は附着する危険のあるかくたん検査材料、検便用ふん尿及び綿花ガーゼを処分する作業（かくたん検査及び検便は含まない。）	230	130
		(2)水洗便所の排便本管からためますまでの各個所における排便、排尿管等の修理作業	230	130

9	粉末又はじんあいを著しく飛散する作業	(1) 圧搾空気を使用し、じんあい及び砂を飛散する砂吹作業	2 0 0	1 2 0
		(2) 石こうの粉末を著しく飛散する型取作業	2 0 0	1 2 0
1 0	圧搾空気を使用して行う着色アミールの吹付作業		2 0 0	1 2 0
1 1	高いふく射熱にさらされる作業	(1) 夏期（7月、8月、9月）におけるガス炉による円形焼鈍作業	2 0 0	1 2 0
		(2) 試験工場における鉬石の溶解作業	2 0 0	1 2 0
1 2	3 0 0 0 ボルト以上の高圧線配電設備の保守作業		1 8 0	1 1 0